

令和元年度第1回大阪市障がい者施策推進協議会地域自立支援協議部会
(大阪市地域自立支援協議会) 議事要旨

日時：令和元年9月13日(金)

午前10時00分から正午

場所：大阪市政府本庁舎 屋上階P1会議室

【議題1. 報告事項について】

- ・相談支援事業所について、全体的には増加しているが、区ごとに見ると減っている区もあり、利用率も微増しているが低いままとなっているので、増やす方策を検討すべき。
- ・事業所の数は増えているが、受けてもらえるところがなく待機してもらっている状況が生じていることを理解してほしい。
- ・相談支援専門員の求人を出しても人が来ず、来てもすぐに辞めてしまうため、相談支援専門員を続けることの難しさについて理解し対応すべき。

【議題2. 地域生活支援ワーキングにかかる取組について】

- ・重度障がいのある方の支援や介護保険との併給に関する事等に対してスーパーバイズできる人材の確保が必要。
- ・スーパーバイザー派遣の周知に合わせて、強度行動障がい等のケースにおける連携の必要性について理解を深めるため研修等の取り組みが必要。
- ・施設訪問を通じて、施設入所者の長期化・高齢化に伴い、成年後見制度利用の必要性や手続きの課題を感じた。施設の課題を地域でも受け止めて地域移行を促進するためにも、残り9か所の訪問を早期に終わらせ、さらに今後の取り組み方について検討いただきたい。
- ・地域移行者数のカウント方法について、自立訓練系の施設と明確に区別することが必要。
- ・入所者家族の退所に対する不安感を軽減していくための取り組みや、入所が長期化する前に地域移行を進める姿勢を示すべき。
- ・本人に対する意思決定支援が大切なので、意思決定支援、意思形成支援にかかる担当を行政として設けるべき。
- ・障がい児施設における年齢超過者の地域移行にも積極的に取り組むべき。

【議題3. 地域生活支援拠点等の整備に向けた考え方について】

- ・フローチャートに関していろいろと疑問があるので、ワーキング会議を開催して集中的に議論されたい。
- ・緊急一時保護後の受け皿となるグループホーム等への加算を検討いただきたい。
- ・虐待との区別や緊急の判断をどこが担うのかを明確にすることが必要。
- ・緊急時はいろいろな場合が想定されるため、柔軟に対応していただきたい。また、一時避難としての活用も検討いただきたい。

【議題4．その他】

- ・介護保険サービスへの移行後、共生型サービス利用にあたっては、事前に本人へきちんと説明するとともに、経済面や自己負担への影響を把握できるよう事業者への周知を早急に行うべき。
- ・河川の氾濫時の対応について、障がいのある人の避難に配慮したルールを明確化すべきであり、ルールに沿った避難訓練の実施が必要。
- ・避難訓練に障がい当事者が参加できていないので、参加を増やす工夫を区の自立支援協議会と連携しながら検討していただきたい。